

私たちの活動を
ご理解いただくために

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

第
52
年度

令和6年4月1日～令和7年3月31日

JA金沢中央

目次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	35
1. 経営理念・経営方針	2	2. 共済取扱実績	
2. 経営管理体制	2	(1) 長期共済保有高	35
3. 社会的責任と貢献活動	3	(2) 医療系共済の共済金額保有高	36
4. 事業の概況（令和6年度）	6	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	36
5. リスク管理の状況	8	(4) 年金共済の年金保有高	36
6. 事業のご案内	11	(5) 短期共済新契約高	36
【経営資料】		3. その他事業の実績	
I 決算の状況		(1) 購買品取扱高	37
1. 貸借対照表	12	(2) 受託販売品取扱高	37
2. 損益計算書	14	(3) 保管事業取扱実績	37
3. 注記表	16	(4) 加工事業取扱実績	37
4. 剰余金処分計算書	22	(5) 利用事業取扱実績	38
5. 部門別損益計算書	23	(6) 介護事業取扱実績	38
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	25	(7) 指導事業の収支内訳	38
7. 会計監査人の監査	25	IV 経営諸指標	
II 損益の状況		1. 利益率	39
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	25	2. 貯貸率・貯証率	39
2. 利益総括表	26	V 自己資本の充実の状況	
3. 資金運用収支の内訳	26	1. 自己資本の状況	39
4. 受取・支払利息の増減額	26	2. 自己資本の構成に関する事項	40
III 事業の概況		3. 自己資本の充実度に関する事項	42
1. 信用事業		4. 信用リスクに関する事項	46
(1) 貯金		5. 信用リスク削減手法に関する事項	54
① 種類別貯金平均残高	27	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	56
② 定期貯金残高	27	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	56
(2) 貸出金		8. CVA リスクに関する事項	56
① 種類別貸出金平均残高	27	9. マーケット・リスクに関する事項	56
② 貸出金金利条件別内訳残高	27	10. オペレーショナル・リスクに関する事 項	57
③ 貸出金担保別内訳残高	28	11. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	57
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	28	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	58
⑤ 貸出金使途別内訳残高	28	13. 金利リスクに関する事項	59
⑥ 貸出金業種別残高	29	【JAの概要】	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	29	1. 機構図	61
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	30	2. 役員	62
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の農協法に基づく開示債権の 状況	30	3. 組合員数	62
⑩ 貸倒引当金内訳	32	4. 組合員組織の状況	62
⑪ 貸出金償却額	32	5. 地区	63
(3) 内国為替取扱実績	32	6. 沿革・歩み	64
(4) 有価証券		7. 店舗等のご案内	64
① 保有有価証券平均残高	32	【連結情報】	
② 保有有価証券残存期間別残高	33	1. グループの概況	65
③ 有価証券の時価情報	33	2. 連結自己資本の充実の状況	80
④ 金銭の信託の時価情報	35		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
田村 政博

組合員の皆さまには平素より JA 事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まずは当 JA が合併50周年の大きな節目を無事迎えられましたこと、皆さまに心よりお礼申し上げます。令和6年度は新店舗竣工や数々の記念事業を通し、皆さまに日頃の感謝の気持ちを伝えられたのではと思います。

さて世界情勢を鑑みると、依然として不安定な世界情勢を背景に物価高や円安に歯止めが利かない状態です。国内では猛暑による生育不良、訪日客増加、南海トラフ地震への不安などからコメの取り合いが起き、いわゆる「令和の米騒動」に発展しました。さらに県内では甚大な被害を招いた1月「令和6年能登半島地震」、9月「令和6年奥能登豪雨」の爪痕が今なお色濃く、さまざまな分野において非常に厳しい1年でした。

このような状況下ではありましたが、皆さまのご協力により概ね全事業目標を達成することができました。先般の第52回（令和6年度）通常総代会でも各事業の報告を行いご承認いただきましたところでは。

近年企業の経営情報の開示の重要性が高まり、特に金融機関の透明性・健全性が一層求められ、当 JA も信用事業を中心としたディスクロージャー誌を作成致しております。

JA を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続き予断を許さない状況下ではありますが、今後も「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」として不断の自己改革に取り組んでいく所存ですので、今後とも一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

合併50周年記念動画はこちら→



令和7年7月

1. 経営理念・経営方針

◎基本理念

JA 金沢中央は自然と人間を大切にし、皆さまに喜ばれる豊かな地域社会を創造します。

◎基本姿勢

1. 地域と共生できる農業を創造します。
2. 職員一人ひとりの人間性を尊重し、誇りと生きがいをもてる活力ある職場をつくります。
3. 地域住民に親しまれ利用される開かれた JA を目指します。

◎重点目標

1. 顧客満足度向上によって地域密着性を強化します。
2. JA 自己改革を主眼とした営農体制を強化します。
3. 相談機能を重視した資産管理事業の推進をします。
4. 問題提起型内部体質の強化と自己完結型 JA の確立を目指します。
5. コンプライアンス態勢の強化及び経営体質を強化します。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

① 生産振興と販売力の強化

ア. 管内産米の全量買入れ

管内産米を全量直接買入れ、生産者への最大限の利益還元に努めています。

イ. 供出米の品質向上を目的とした奨励金制度導入

玄米販売強化を目指し供出米の品質向上を目的とした奨励金制度を令和4年度より導入。所定の基準を満たした生産者に対し奨励金を交付し、高品質な米づくりへの気運を高めています。(令和6年度奨励金対象米袋数4,376袋)

ウ. 「ふれあい朝市」を拠点とした生産拡大

夏・秋2回の「ふれあい朝市」を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、「朝市部会」組織での栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取組み支援を行っています。通常朝市に加え、令和6年度は7月「ふれあい土曜日」、11月「合併50周年記念ふれあい感謝祭」とも合わせ、全体で25,354袋を売り上げました。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

ア. 特産農産物の6次産業化

各種オリジナル加工品を展開しています。

- ・「金澤犀草」 特産さつまいも『大徳金時』芋焼酎
- ・「二塚からしなドレッシング」 加賀野菜『二塚からしな』の種が原材料のマスタード使用
- ・「金沢美人 純米吟醸 あまくち」 特別栽培米コシヒカリ『金沢美人』を原料米とした日本酒
- ・「金沢おとめパックごはん」 県内産コシヒカリ独自ブランド『金沢おとめ』使用

③ 生産コスト低減への取り組み強化

ア. レンタル農機の実用機種の拡充

レンタル農機の周知徹底、ラインナップ充実を図っています。(令和6年度レンタル件数累計56件)

④ 担い手のニーズに応える個別対応

ア. 担い手に出向く体制の整備・充実

常勤役員による認定農業者訪問を定期的に行い、個々のニーズの把握に努めています。またこの訪問で得られた情報を役職員、関係部門間で共有しています。

⑤ 多様な担い手への支援強化と農業経営安定化の実現

ア. 農地保全にかかる取組み

組合員のライフスタイルの変化に対応し、農作業受託などを通し農地保全に積極的に努めています。

イ. 営農指導体制の強化

営農指導員や農業経営アドバイザー資格者を充実し営農指導体制の強化をはかっています。

ウ. 各種研修会の充実

土づくり研修会、良質米生産勉強会等を開催し、生産力強化に向けた支援をしています。

◇ 地域密着型金融への取組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

(JAバンク石川の農業メインバンク機能強化への取組み)

当JAは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和7年3月末時点において、農業関係資金残高(注)203百万円を取扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況についてはP29の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済担当がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する提案活動を実施しています。農業資金の利便性周知を目指し、3月「農機ふれあい感謝デー」会場内に農業資金相談ブースを設けました。(相談実績3件)

ウ. 事業間連携の強化

これまで以上に内部の連携を強化しています。

【具体的取組】

1) 農業資金研修の開催

7月支店長代理ミーティングで農業融資勉強会を開催しました。

② 担い手の経営のライフステージに応じた支援

当JAは、担い手をサポートするため、ライフステージに応じて次の取組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和7年3月末残高
就農支援資金（転貸）	—	—	—
合計	—	—	—

③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供

当JAでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

【令和6年度負債整理資金の貸出実績】

(単位：件、百万円)

資金名	実行件数	実行金額	令和7年3月末残高
農業経営負担軽減支援資金	—	—	—
畜産特別資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

当JAでは、地域社会へ貢献するため、次の取組みを行っています。

ア. 災害被災者への支援

災害対策資金や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. JAバンク食農教育応援事業の展開

地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、食農教育本野贈呈をしています。

【JAバンク食農教育応援事業による活動内容】

活動名	活動内容
食農教育副読本・補助教材贈呈	県内の小学5年生児童を対象に「いしかわの農業」と「農業とわたしたちのくらし」を寄贈。

(2) 地域貢献活動

当JAは、地域に密着し、地域になくならないJAとしてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「JAづくり」に取り組んでいます。

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問を行っています。
- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌配布・HP・SNS等により情報を発信しています。
- ③ 青壮年部・女性部活動の支援を強化し、地域コミュニティの活性化につなげています。
- ④ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。11月に開いた「合併50周年記念ふれあい感謝祭」では、産直農産物の販売や県内産米おにぎりの配布等を通じ、地産地消・国消国産をアピールしました。
- ⑤ 年金友の会等を結成し、「ゴルフ大会」「グラウンドゴルフ大会」「健康ウォーキング」等を通じ地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ⑥ 顧問税理士・弁護士による税務・法務の無料相談を行っています。また組合員からの要望を受け「資産形成セミナー」を開催しています。
- ⑦ カルチャー教室を開催し、趣味の輪を広げています。(木彫り仏像教室、靱月管内在住者限定はつらつ塾)
- ⑧ 令和6年度は「能登応援プロジェクト」を創設し、「JAのと」産山菜直売市の開催やNPO法人への備蓄物資寄贈など、「令和6年能登半島地震」被災地・被災者に向けた支援を行いました。また全店舗で災害備蓄物資の増強を実現しました。

「JA 金沢中央の災害復興支援」記録動画はこちら→



また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やJAの役割について、理解促進を図っています。

- ◇ 組合員家族を対象とし特産さつまいも「大徳金時」収穫体験
- ◇ 米づくり体験農園の実施（管内4小学校）
- ◇ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◇ 生産者部会による学校給食への地元産野菜の提供や出前授業の開催
- ◇ 青壮年部による「花いっぱい運動」金沢市へ花苗贈呈
- ◇ JA・青壮年部・女性部共催「能登支援物資収集」集まった食材や物資をNPO法人へ寄贈

令和5年2月24日
金沢中央農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

私たち金沢中央農業協同組合（以下「当組合」）は「自然と人間を大切にし、皆さまに喜ばれる豊かな地域社会を創造する」ことを基本理念にしており、助け合いの精神のもとに、CS（組合員・利用者満足度）の向上に積極的に取組み、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざした事業展開に努めております。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、JAバンクセレクトファンドとしてお客さまが選択する商品数を絞り選びやすさを重視するほか、過去の運用実績が相対的に良好であることや手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプラン等のヒアリングを行う際は「信用運用ガイド」や「スタイル診断シート」を活用し、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）】
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。また、販売後においても市況や保有資産の運用状況について各種レポート等を活用し情報提供を行うことでアフターフォローを継続的に実施いたします。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、「JAバンクセレクトファンドマップ」により商品の比較を容易にすることで、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨等において利益相反が生じやすい場面においては「重要情報シート」の活用により具体的説明を行うとともに月次・年次の定期モニタリングによりお客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて、お客さまの多様な資産運用のニーズに対し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、定期的な勉強会を開催してすべての担当者の継続育成に努めお客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

4. 事業の概況（令和6年度）

（1）事業の概況

令和6年度は、1月に発生した「令和6年能登半島地震」により県内では甚大な被害を受けました。また、9月には「令和6年奥能登豪雨」と相次いで発生した大規模被害により、現在、行政・系統団体と連携し、施設等の復旧・復興に向けて取り組んでいるところです。

社会情勢としては新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、穏やかな回復傾向で推移した一方で、未だ続くロシア・ウクライナ紛争など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

また、国内農業では生産者の減少や高齢化など生産基盤の縮小が続く中、訪日客の増加に伴うコメの消費回復により民間在庫が減少するなど、需給逼迫により米価が高騰しています。しかし、生産資材価格は依然高止まりしており、農業経営は厳しい状況が続いています。

このような状況の中、合併50周年を迎えた節目の年に新店舗を建設し、今後も「自己完結型JA」として自立した経営を目指し積極的な事業展開を進めています。

事業実績につきましては、組合員の皆さまのご協力により今年度も概ね全事業目標を達成することができました。

信用事業においては、貯金残高では夏・冬の「金利ぐらす&農業応援キャンペーン」の他、「年金紹介キャンペーン」や「年金来店感謝デー」などによる年金獲得運動にも力を入れた結果、貯金残高は12億3,600万円増加し、1,333億2,060万円となりました。融資では賃貸不動産資金を中心に住宅・マイカーローンの伸長にも力を入れた結果、貸出金残高は47億2,200万円増加し、868億400万円となりました。

共済事業では、ライフアドバイザーによる組合員・契約者様へ加入内容の説明、保障点検活動を丁寧に行った結果、長期共済新契約高258億円、年金共済契約高7億9,700万円を挙績することができました。重点目標である長期共済保有高については39億4,900万円の増加となり、17年連続で保有高純増を達成することができました。

また、「令和6年能登半島地震」の損害調査を継続して行い、当JAの支払総額は4,201件37億3,300万円となりました。

営農経済事業では、水稻生産者に対し所定の基準を満たした供出米に奨励金を交付し管内産米の品質向上に努め、一方の農作業受託では田植え・稲刈り等で25haの要請に応えることができました。また、本年度は合併50周年記念企画の各種イベントや展示会などを開催するとともに、食販事業を中心とした新店舗「JA MARCHE」をオープンすることができました。購買事業としては物価高の影響もあり、計画を上回る13億2,900万円の取扱高となりました。

アクティブ中央サービスでは、売上総利益が4億7,800万円あり、前年度を上回る実績をあげることができました。またKCビルの年間を通じた平均入居率は94.19%で、令和6年度も安定したビルの運営を行うことができました。

以上が令和6年度の実績のあらましですが、この1年間皆さまから頂きましたご厚意に改めて感謝申し上げ、ご報告とさせていただきます。

（2）業務の適正を確保するための体制

当JAでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、平成5年9月理事会にて次のとおり決議しています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者に安心して組合をご利用いただくために、法令遵守等のコンプライアンス態勢を構築し、持続可能な経営基盤を確立する。それらを実現するために必要な内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マナー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

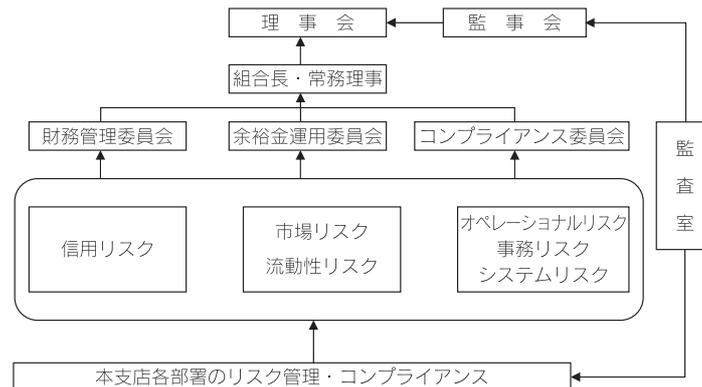
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な

事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：076-266-5202（月～金 8時30分～17時））

② 紛争解決措置の内容

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当 JA では、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

長期利付国債及び割引国債の窓口販売業務を行っています。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、
定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、
特定重度疾病共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・野菜集出荷場等農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。また組合員の皆さまが所有している農地等の保全管理や農作業受託業務等を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・車など生活に関わる用品を販売しています。

子会社の(株)アクティブ中央サービスでは不動産の売買、賃貸斡旋業を中心とした業務を行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	143,846,516	144,997,180
(1) 現金	225,685	228,446
(2) 預金	61,363,195	57,859,967
系統預金	61,355,849	57,852,454
系統外預金	7,345	7,513
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	—	—
(7) 貸出金	82,082,644	86,804,516
(8) その他の信用事業資産	179,135	109,946
未収収益	88,542	82,482
その他の資産	90,592	27,463
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	▲ 4,144	▲ 5,697
2. 共済事業資産	21,733	27,220
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	21,733	27,220
(4) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 0
3. 経済事業資産	415,473	507,837
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	154,902	165,699
(3) 経済受託債権	—	—
(4) 棚卸資産	254,812	336,671
購買品	252,970	334,294
その他の棚卸資産	1,842	2,377
(5) その他の経済事業資産	5,760	5,599
(6) 貸倒引当金	▲ 0	▲ 133
4. 雑資産	128,361	212,869
5. 固定資産	2,287,329	2,682,207
(1) 有形固定資産	2,287,329	2,682,207
建物	1,695,053	2,532,062
機械装置	474,017	483,467
土地	1,100,005	1,100,005
リース資産	—	—
建設仮勘定	468,374	—
その他の有形固定資産	493,381	563,907
減価償却累計額	▲ 1,943,501	▲ 1,997,234
(2) 無形固定資産	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	—	—
6. 外部出資	2,626,873	2,626,873
(1) 外部出資	2,626,873	2,626,873
系統出資	2,106,087	2,106,087
系統外出資	35,786	35,786
子会社等出資	485,000	485,000
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	—
8. 繰延税金資産	128,312	129,571
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資 産 の 部 合 計	149,454,600	151,183,759

(単位：千円)

負債及び純資産			
科 目	令和5年度	令和6年度	
(負債の部)			
1. 信用事業負債	135,258,749	136,957,383	
(1) 貯金	132,084,116	133,320,602	
(2) 譲渡性貯金	—	—	
(3) 借入金	—	—	
(4) その他の信用事業負債	3,174,633	3,636,780	
未払費用	31,312	58,475	
その他の負債	3,143,320	3,578,305	
(5) 債務保証	—	—	
2. 共済事業負債	519,282	419,946	
(1) 共済借入金	—	—	
(2) 共済資金	334,295	231,258	
(3) 共済未払利息	—	—	
(4) 未経過共済付加収入	180,888	185,351	
(5) 共済未払費用	4,097	3,336	
(6) その他の共済事業負債	—	—	
3. 経済事業負債	98,481	91,514	
(1) 支払手形	—	—	
(2) 経済事業未払金	95,898	88,143	
(3) 経済受託債務	—	—	
(4) その他の経済事業負債	2,583	3,370	
4. 設備借入金	—	—	
5. 雑負債	243,134	202,448	
(1) 未払法人税等	98,378	71,417	
(2) リース債務	—	—	
(3) 資産除去債務	49,472	49,550	
(4) その他の負債	95,284	81,479	
6. 諸引当金	450,834	463,838	
(1) 賞与引当金	68,104	66,954	
(2) 退職給付引当金	320,819	330,198	
(3) 役員退職慰労引当金	61,910	66,686	
(4) ポイント引当金	—	—	
(5) 災害損失引当金	—	—	
7. 繰延税金負債	—	—	
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—	
負債の部合計	136,570,483	138,135,130	
(純資産の部)			
1. 組合員資本	12,884,117	13,048,628	
(1) 出資金	1,064,030	1,064,930	
(2) 再評価積立金	—	—	
(3) 資本準備金	9,870	9,870	
(4) 利益剰余金	11,810,217	11,973,828	
利益準備金	2,126,960	2,128,060	
その他利益剰余金	9,683,257	9,845,760	
任意積立金	9,000,489	9,187,869	
リスク管理積立金	8,817,047	9,017,047	
農業経営基盤積立金	—	—	
施設整備積立金	—	—	
記念事業積立金	18,000	—	
福祉事業積立金	—	—	
税効果積立金	122,932	128,312	
宅地等供給事業積立金	—	—	
農業経営事業積立金	—	—	
特別積立金	42,510	42,510	
当期末処分剰余金	682,767	657,898	
(うち当期剰余金)	(322,169)	(258,506)	
(5) 処分未済持分	—	—	
2. 評価・換算差額等	—	—	
(1) その他有価証券評価差額金	—	—	
(2) 土地再評価差額金	—	—	
純資産の部合計	12,884,117	13,048,628	
負債及び純資産の部合計	149,454,600	151,183,759	

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,651,798	1,639,741
事業収益	2,638,127	2,863,574
事業費用	986,328	1,223,833
(1) 信用事業収益	1,160,484	1,197,822
資金運用収益	1,087,049	1,140,492
(うち預金利息)	(261,228)	(274,381)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(790,396)	(830,686)
(うちその他受入利息)	(35,423)	(35,423)
役務取引等収益	28,921	29,696
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	44,514	27,634
(2) 信用事業費用	136,888	192,878
資金調達費用	55,991	113,827
(うち貯金利息)	(18,478)	(74,828)
(うち給付補填備金繰入)	(2,321)	(2,094)
(うち譲渡性貯金利息)	(—)	(—)
(うち借入金利息)	(—)	(—)
(うちその他支払利息)	(35,191)	(36,903)
役務取引等費用	11,424	12,410
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	69,473	66,640
(うち貸倒引当金繰入額)	(992)	(1,552)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	1,023,595	1,004,944
(3) 共済事業収益	437,117	462,329
共済付加収入	398,854	413,715
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	38,263	48,613
(4) 共済事業費用	26,094	26,785
共済借入金利息	—	—
共済推進費	20,699	20,760
共済保全費	3,827	4,089
その他の費用	1,567	1,935
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
共済事業総利益	411,023	435,543
(5) 購買事業収益	991,945	11,622,501
購買品供給高	924,617	1,088,610
購買手数料	11,181	10,167
修理サービス料	3,743	3,362
その他の収益	52,403	60,360
(6) 購買事業費用	808,956	1,001,956
購買品供給原価	682,124	805,811
購買供給費	98,330	160,066
修理サービス費	—	—
その他の費用	28,502	36,078
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(133)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 5)	(—)
(うち貸倒損失)	(109)	(26)
購買事業総利益	182,989	160,544
(7) 販売事業収益	9,866	9,392
販売品販売高	—	—
販売手数料	9,636	9,305
その他の収益	230	86
(8) 販売事業費用	2,373	2,217
販売品販売原価	—	—
販売費	1,972	1,901
その他の費用	401	316
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
(うち貸倒損失)	(—)	(—)
販売事業総利益	7,493	7,174

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 保管事業収益	918	920
(10) 保管事業費用	1,032	166
保管事業総利益	▲ 114	753
(11) 加工事業収益	28,231	30,484
(12) 加工事業費用	9,040	6,228
加工事業総利益	19,190	24,256
(13) 利用事業収益	30,730	31,012
(14) 利用事業費用	20,330	21,664
利用事業総利益	10,400	9,347
(15) 宅地等供給事業収益	—	—
(16) 宅地等供給事業費用	—	—
宅地等供給事業総利益	—	—
(17) その他事業収益	18,312	18,404
(18) その他事業費用	4,203	3,546
その他事業総利益	14,108	14,857
(19) 指導事業収入	905	5,291
(20) 指導事業支出	17,793	22,972
指導事業収支差額	▲ 16,888	▲ 17,681
2. 事業管理費	1,296,357	1,357,036
(1) 人件費	993,191	984,601
(2) 業務費	107,487	118,771
(3) 諸税負担金	43,141	51,402
(4) 施設費	146,678	197,138
(5) その他費用	5,857	5,122
事業利益	355,441	282,704
3. 事業外収益	72,343	76,837
(1) 受取雑利息	1	1
(2) 受取出資配当金	46,899	47,258
(3) 賃貸料	13,490	13,535
(4) 償却債権取立益	877	890
(5) 雑収入	11,074	15,152
4. 事業外費用	728	23,303
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	727	692
(4) 賃貸費用	—	—
(5) 雑損失	1	22,610
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	427,056	336,239
5. 特別利益	1,207	410
(1) 固定資産処分益	277	130
(2) 臨時収入	—	280
(3) 一般補助金	930	—
(4) 特定資産特別勘定戻入	—	—
6. 特別損失	1,742	810
(1) 固定資産処分損	812	810
(2) 固定資産圧縮損	930	—
(3) 減損損失	—	—
(4) 臨時損失	—	—
(5) 特定資産特別勘定繰入	—	—
税引前当期利益	426,520	335,839
法人税、住民税及び事業税	109,731	78,592
法人税等調整額	▲ 5,379	▲ 1,259
法人税等合計	104,351	77,332
当期剰余金	322,169	258,506
当期首繰越剰余金	360,598	379,391
記念事業等積立金取崩額	—	20,000
当期末処分剰余金	682,767	657,898

3. 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年、機械装置 2年～17年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権から直接減額しており、その金額は270,802千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買

品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・野菜集出荷場・貯蔵施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,493千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	400,606千円
② 機械装置	115,570千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	37,710千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金2,520,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税取扱事務に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,301,036千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,307,343千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	633,389千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	ありません

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までは掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は34,602千円、危険債権額は62,118千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等

の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,721千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	33,797千円
うち事業取引高	12,527千円
うち事業取引以外の取引高	21,270千円
② 子会社等との取引による費用総額	4,322千円
うち事業取引高	516千円
うち事業取引以外の取引高	3,806千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が140,996千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提と

しており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	57,859,967	57,697,309	▲ 162,658
貸出金	86,804,516		
貸倒引当金 (*1)	▲ 5,697		
貸倒引当金控除後	86,798,819	86,752,178	▲ 46,640
資 産 計	144,658,787	144,449,488	▲ 209,299
貯金	133,320,602	133,008,413	▲ 312,189
負 債 計	133,302,602	133,008,413	▲ 312,189

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,626,873
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,626,873

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	57,859,967	-	-	-	-	-
貸出金 (*1,2)	5,077,743	4,971,659	4,884,841	5,392,194	6,915,026	59,528,448
合計	62,937,710	4,971,659	4,884,841	5,392,194	6,915,026	59,528,448

(*1) 貸出金のうち、当座貸越65,330千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等34,602千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	125,379,734	3,988,654	3,294,344	243,703	260,151	154,013
合計	125,379,734	3,988,654	3,294,344	243,703	260,151	154,013

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	320,819
退職給付費用	76,390
退職給付の支払額	▲ 27,523
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 39,488
期末における退職給付引当金	330,198

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,040,211
特定退職金共済制度	▲ 710,012
未積立退職給付債務	330,198
退職給付引当金	330,198

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	76,390
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,214千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は71,237千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,734
退職給付引当金	93,350
役員退職慰労引当金	18,925
賞与引当金	18,519
減損損失否認額（土地）	55,496
資産除去債務	14,062
その他	20,283
繰延税金資産小計	223,372
評価性引当額	▲ 92,252
繰延税金資産合計（A）	131,119
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,495
資産除去費用資産計上額	▲ 52
繰延税金負債合計（B）	▲ 1,547
繰延税金資産（負債）の純額（A）+（B）	129,571

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.4
評価性引当額の増減	0.5
住民税均等割	0.7
税額控除	▲ 0.5
事業分量配当額の損金算入額	▲ 5.6
その他	▲ 0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.0

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なおこの税率変更による影響は軽微です。

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は1年～6年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	49,472千円
時の経過による調整額	78千円
期末残高	49,550千円

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、177,342千円です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年、機械装置 2年～17年
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は271,761千円です。
 - ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用的簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
- 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,628千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 400,606千円 |
| ② 機械装置 | 115,570千円 |
| ③ 土地 | 144,605千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 37,845千円 |
- (2) 担保に供している資産
- 系統定期預金2,220,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税事務取扱に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|-----------------|-------------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 1,356,092千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 1,447,271千円 |
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------------------|-----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 691,264千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ありません |

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は36,562千円、危険債権額は98,138千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,701千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	20,569千円
うち事業取引高	11,913千円
うち事業取引以外の取引高	8,656千円
② 子会社等との取引による費用総額	1,831千円
うち事業取引高	732千円
うち事業取引以外の取引高	1,099千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

事業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、

貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が137,867千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預金	61,363,195	61,324,747	▲ 38,447
貸出金	82,082,644		
貸倒引当金(*1)	▲ 4,144		
貸倒引当金控除後	82,078,500	83,154,862	1,076,362
資 産 計	143,441,695	144,479,610	1,037,914
貯金	132,084,116	132,024,746	▲ 59,369
負 債 計	132,084,116	132,024,746	▲ 59,369

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフ

リーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,626,873
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,626,873

- ④ 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	61,363,195	—	—	—	—	—
貸出金 (*1,2)	4,913,932	4,707,007	4,655,510	4,488,197	5,053,169	58,210,171
合計	66,277,128	4,707,007	4,655,510	4,488,197	5,053,169	58,210,171

(*1) 貸出金のうち、当座貸越55,789千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等54,654千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	124,208,254	6,424,014	747,302	283,343	210,967	210,234
合計	124,208,254	6,424,014	747,302	283,343	210,967	210,234

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	308,132
退職給付費用	37,923
退職給付の支払額	▲25,236
期末における退職給付引当金	320,819

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,031,550
特定退職金共済制度	▲710,730
未積立退職給付債務	320,819
退職給付引当金	320,819

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	37,923
退職給付費用	37,923

特定退職金共済制度への拠出金40,120千円は「福利厚生費」で処理しています。

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出

した特例業務負担金10,160千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は79,188千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,321
退職給付引当金	88,738
役員退職慰労引当金	17,124
賞与引当金	18,837
減損損失否認額（土地）	54,088
資産除去債務	13,683
その他	23,290
繰延税金資産小計	218,084
評価性引当額	▲88,258
繰延税金資産合計（A）	129,826
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲1,457
資産除去費用資産計上額	▲57
繰延税金負債合計（B）	▲1,514
繰延税金資産の純額（A）+（B）	128,312

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲1.9
評価性引当額の増減	0.2
住民税均等割	0.5
税額控除	0.0
事業分量配当額の損金算入額	▲4.4
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. その他の注記

- (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は1年～6年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	52,019千円
時の経過による調整額	76千円
資産除去債務の履行による減少額	▲2,624千円
期末残高	49,472千円

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、186,642千円です。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	682,767	657,898
2. 剰余金処分量	303,375	299,893
(1) 利益準備金	1,100	1,800
(2) 任意積立金	207,379	203,759
リスク管理積立金	200,000	200,000
記念事業等積立金	2,000	2,500
税効果積立金	5,379	1,259
(3) 出資配当金 (年率)	26,656 (2.5)	26,609 (2.5)
(4) 事業分量配当金	68,239	67,724
3. 次期繰越剰余金	379,391	358,004

(注) 1. 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。

(単位：千円)

事業分量配当の基準(項目)	計算基礎及び率	配当金額
定期貯金	平均残高に対し0.05%	29,017
貸出金	平均残高に対し0.02%	15,279
米販売数量	売渡量1袋に対し500円	11,271
共済契約高	保有契約高に対し(対万)0.5円	12,156

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額35,000千円が含まれています。
3. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の70/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
記念事業等積立金	各種記念事業に要する費用に備える。	1つの記念事業につき組合員1人当たり5,000円。	当該記念事業の目標年度に達した場合、当該計画に対しての積立額を取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

5. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,918,158	1,197,822	462,329	215,791	1,036,923	5,291	
事業費用②	1,278,416	193,207	26,957	147,957	887,709	22,585	
事業総利益③ (①-②)	1,639,741	1,004,615	435,371	67,833	149,214	▲17,294	
事業管理費④	1,357,036	632,675	276,459	227,539	198,020	22,341	
（うち減価償却費⑤-1）	(107,809)	(57,619)	(14,731)	(23,785)	(11,183)	(491)	
（うち人件費⑤-2）	(984,601)	(424,152)	(211,084)	(172,932)	(157,120)	(19,311)	
※うち共通管理費⑥		282,938	126,760	43,000	64,276	369	▲517,346
（うち減価償却費⑦-1）		(27,726)	(7,845)	(2,997)	(3,233)	(117)	(▲41,920)
（うち人件費⑦-2）		(153,689)	(71,211)	(25,249)	(38,117)	(114)	(▲288,381)
事業利益⑧ (③-④)	282,704	371,939	158,912	▲159,705	▲48,806	▲39,635	
事業外収益⑨	76,837	42,771	18,251	6,269	9,513	31	
※うち共通分⑩		41,881	18,251	6,264	9,498	31	▲75,928
事業外費用⑪	23,303	11,939	5,468	2,398	3,495	0	
※うち共通分⑫		11,939	5,468	2,257	3,285	0	▲22,952
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	336,239	402,771	171,696	▲155,834	▲42,788	▲39,604	
特別利益⑭	410	213	97	40	59	-	
※うち共通分⑮		213	97	40	59	-	▲410
特別損失⑯	810	342	156	215	95	-	
※うち共通分⑰		342	156	65	95	-	▲660
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	335,839	402,641	171,636	▲156,009	▲42,824	▲39,604	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	39,694	-	▲39,604	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	335,839	402,641	171,636	▲195,614	▲42,824		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員数割40%で配賦しています。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	54	24	8	12	0	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,678,512	1,160,484	437,117	224,281	855,724	905	
事業費用②	1,026,714	136,888	26,094	158,578	687,359	17,793	
事業総利益③ (①-②)	1,651,798	1,023,595	411,023	65,702	168,365	▲16,888	
事業管理費④	1,296,357	593,635	269,074	214,135	200,900	18,610	
（うち減価償却費⑤-1）	(57,543)	(16,604)	(7,872)	(21,849)	(10,916)	(302)	
（うち人件費⑤-2）	(993,191)	(434,346)	(215,737)	(164,676)	(162,302)	(16,128)	
※うち共通管理費⑥		270,985	127,419	41,386	62,901	259	▲502,952
（うち減価償却費⑦-1）		(10,022)	(5,172)	(655)	(1,687)	(26)	(▲17,563)
（うち人件費⑦-2）		(166,993)	(78,471)	(28,980)	(40,898)	(112)	(▲315,457)
事業利益⑧ (③-④)	355,441	429,960	141,948	▲148,432	▲32,535	▲35,499	
事業外収益⑨	72,343	43,880	16,623	4,315	7,490	34	
※うち共通分⑩		43,002	16,623	4,311	7,475	34	▲71,447
事業外費用⑪	728	211	122	152	241	0	
※うち共通分⑫		211	122	11	31	0	▲377
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	427,056	473,629	158,448	▲144,270	▲25,285	▲35,466	
特別利益⑭	1,207	142	67	956	41	-	
※うち共通分⑮		142	67	26	41	-	▲277
特別損失⑯	1,742	573	379	544	245	-	
※うち共通分⑰		573	379	144	245	-	▲1,342
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	426,520	473,198	158,137	▲143,858	▲25,490	▲35,466	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	35,466	-	▲35,466	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	426,520	473,198	158,137	▲179,325	▲25,490		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員数割40%で配賦しています。

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	54	25	8	13	0	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月23日
 金沢中央農業協同組合
 代表理事組合長 田村 政博

7. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	3,105,083	2,696,831	2,704,538	2,678,512	2,918,158
信用事業収益	1,134,441	1,119,300	1,146,798	1,160,484	1,197,822
共済事業収益	433,774	433,855	425,095	437,117	462,329
農業関連事業収益	237,431	239,544	265,833	224,281	215,791
その他事業収益	1,299,434	904,129	866,809	856,629	1,042,214
経 常 利 益	396,089	394,914	428,268	427,056	336,239
当 期 剰 余 金	288,154	303,067	331,935	322,169	258,506
出 資 金	1,062,430	1,063,480	1,063,260	1,064,030	1,064,930
(出 資 口 数)	106,243	106,348	106,326	106,403	106,493
純 資 産 額	12,207,907	12,418,979	12,656,269	12,884,117	13,048,628
総 資 産 額	137,049,002	142,669,081	147,186,475	149,454,600	151,183,759
貯 金 残 高	120,407,067	125,473,802	129,094,729	132,084,116	133,320,602
貸 出 金 残 高	69,846,507	76,308,810	77,189,048	82,082,644	86,804,516
有 価 証 券 残 高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	93,902	94,425	95,091	94,865	94,334
出 資 配 当 金	26,543	26,572	26,570	26,656	26,609
事業分量配当金	67,358	67,852	68,521	68,239	67,724
職 員 数	137	134	133	131	130
単体自己資本比率	19.45	21.15	20.78	20.06	18.11

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	1,087,049	1,140,492	53,443
役務取引等収益	28,921	29,696	775
その他信用事業収益	44,514	27,634	▲ 16,880
合 計	1,160,484	1,197,822	37,338
資金調達費用	55,991	113,827	57,836
役務取引等費用	11,424	12,410	986
その他信用事業費用	69,473	66,640	▲ 2,833
合 計	136,888	192,878	55,990
信用事業粗利益	1,023,595	1,004,615	▲ 18,980
信用事業粗利益率	0.71	0.69	▲ 0
事業粗利益	1,663,231	1,655,274	▲ 7,957
事業粗利益率	1.12	1.09	▲ 0
事業純益	366,695	297,749	▲ 68,946
実質事業純益	366,874	298,238	▲ 68,636
コア事業純益	366,874	298,238	▲ 68,636
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	366,874	298,238	▲ 68,636

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	142,169,058	1,051,625	0.74	144,476,051	1,140,492	0.78
預 金	61,858,220	261,228	0.42	59,271,427	309,805	0.52
有価証券	—	—	—	—	—	—
貸出金	80,310,838	790,396	0.98	85,204,624	830,686	0.97
資金調達勘定	129,691,052	20,879	0.01	132,612,058	77,016	0.05
貯金・定期積金	129,685,315	20,799	0.01	132,604,687	76,923	0.05
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
借入金	5,736	79	1.38	7,371	92	1.25
総資金利ざや			0.26			0.25

(注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	375	53,443
預 金 利 息	▲ 1,445	13,152
有価証券利息	—	—
貸出金利息	28,438	40,290
その他受入利息	▲ 26,617	0
支 払 利 息	▲ 10,819	57,836
貯 金 利 息	▲ 3,954	56,350
給付補填備金繰入	▲ 304	▲ 226
譲渡性貯金利息	—	—
借入金利息	▲ 53	13
その他支払利息	▲ 6,507	1,699
差 引	11,194	▲ 4,393

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
要 求 払 貯 金	48,273	53,580	5,307
当 座 貯 金	13	13	0
普 通 貯 金	48,109	53,384	5,275
貯 蓄 貯 金	88	100	12
通 知 貯 金	—	—	—
別 段 貯 金	38	49	11
そ の 他 の 貯 金	23	31	8
定 期 性 貯 金	81,412	79,024	▲ 2,388
定 期 貯 金	78,367	76,199	▲ 2,168
財 形 貯 蓄	9	7	▲ 2
積 立 定 期 貯 金	31	32	1
定 期 積 金	3,003	2,784	▲ 219
そ の 他 の 貯 金	—	—	—
計	129,685	132,599	2,914
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	129,685	132,604	2,919

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	77,780	76,281	▲ 1,499
うち固定金利定期	77,263	76,132	▲ 1,131
うち変動金利定期	516	149	▲ 367

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付 金	62	75	13
証 書 貸 付 金	80,191	85,080	4,889
当 座 貸 越	66	57	▲ 9
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	80,319	85,212	4,893
割 引 手 形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	73,007	77,882	4,875
変 動 金 利 貸 出	9,016	8,856	▲ 160
そ の 他 貸 出	58	65	7
合 計	82,082	86,804	4,722

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
担 保	貯 金	1,119	1,657	538
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	65,270	69,344	4,074
	そ の 他 担 保	1,562	1,517	▲ 45
	計	67,952	72,518	4,566
保 証	農業信用基金協会保証	4,538	4,926	388
	そ の 他 保 証	1,025	1,200	175
	計	5,564	6,126	562
信 用		8,565	8,149	▲ 416
	合 計	82,082	86,794	4,712

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等		—	—	—
有 価 証 券		—	—	—
動 産		—	—	—
不 動 産		—	—	—
そ の 他 担 保		—	—	—
	計	—	—	—
信 用		—	—	—
	合 計	—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金		72,253	76,625	4,372
運 転 資 金		9,827	10,176	349
	合 計	82,082	86,804	4,722

(注) 運転資金には「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンは除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	構 成 比	令和6年度	構 成 比	増 減	
法人	農 業 ・ 林 業	5	0.01	4	0.00	▲ 1
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	50	0.06	34	0.04	▲ 16
	不 動 産 業	4,142	5.05	3,880	4.47	▲ 262
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	149	0.18	144	0.17	▲ 5
	サ ー ビ ス 業	16	0.02	15	0.02	▲ 1
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	2,966	3.61	2,653	3.06	▲ 313
そ の 他	3,359	4.09	3,331	3.84	▲ 28	
個 人	71,390	86.97	76,737	88.40	5,347	
合 計	82,082	100.00	86,803	100.00	4,721	

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	201	203	2
穀 作	1	1	0
野 菜 ・ 園 芸	27	49	22
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1	1	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	170	151	▲ 19
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	201	203	2

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プロパー資金	193	197	4
農業制度資金	8	6	▲ 2
うち農業近代化資金	8	6	▲ 2
うちその他制度資金	—	—	—
合 計	201	203	2

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	35	33	—	—	33
	令和6年度	34	31	—	2	34
危 険 債 権	令和5年度	96	55	40	—	95
	令和6年度	62	38	21	1	62
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	132	88	40	—	128
	令和6年度	96	70	21	4	96
正 常 債 権	令和5年度	84,437				
	令和6年度	86,753				
合 計	令和5年度	84,570				
	令和6年度	86,849				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	
要管理債権	
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	
三月以上延滞債権	
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの	
貸出条件緩和債権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	
正常債権	
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権	

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破綻先	実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ア)	34
		(注1)	
破綻懸念先	要管理先	危険債権 (イ)	62
		(注1)	
要注意先	その他の要注意先	要管理債権 (ウ)	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
		(注2)	- -
正常先	正常先	正常債権 (エ)	86,707
		(注1)	
		合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	86,804
		開示債権合計額 (ア)+(イ)+(ウ)	96
(正常債権86,707百万円を除く)			

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	272	450		272	450
個 別 貸 倒 引 当 金	2,879	3,694	—	2,879	3,694
合 計	3,151	4,144	—	3,151	4,144

種 目	令 和 6 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	450	937		450	937
個 別 貸 倒 引 当 金	3,694	4,759	—	3,694	4,759
合 計	4,144	5,697	—	4,144	5,697

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	38,967	33,252,250	136,453	46,604,331	41,478	36,777,280	104,454	42,535,281
代 金 取 立 為 替	0	—	1	4,201	—	—	—	—
雑 為 替	1,574	1,948,846	2,360	2,063,128	1,532	3,248,959	2,193	3,329,302
合 計	40,541	35,201,096	138,814	48,671,660	43,010	40,026,239	106,647	56,024,146

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	—	—	—
商 品 国 債	—	—	—

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和6年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	1,687,182	49,038,484	2,249,122	47,259,287
	定期生命共済	669,000	1,788,000	430,800	2,093,760
	養老生命共済	179,800	10,723,433	95,600	9,540,069
	こども共済	131,800	6,427,637	73,600	6,018,443
	医療共済	15,000	1,870,650	10,000	1,557,950
	がん共済	-	121,000	-	120,000
	定期医療共済	-	132,200	-	127,900
	介護共済	542,788	1,317,128	589,443	1,807,295
建物系	年金共済	-	112,000	-	112,000
	建物更生共済	19,749,090	198,082,921	22,434,420	204,516,921
合計	22,842,861	263,185,818	25,809,386	267,135,183	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
医 療 共 済	45	15,423	35	14,555
が ん 共 済	45,701	166,260	26,485	190,970
定 期 医 療 共 済	245	6,034	174	6,051
	—	495	—	442
合 計	290	21,952	209	21,048
	45,701	166,260	26,485	190,970

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
介 護 共 済	660,102	1,773,735	797,110	2,444,672
認 知 症 共 済	55,500	223,500	34,000	255,500
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	168,600	677,300	233,600	854,400
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	3,420	37,280	5,900	35,180
特 定 重 度 疾 病 共 済	74,800	450,900	72,500	504,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
年 金 開 始 前	75,136	1,446,812	85,855	1,461,872
年 金 開 始 後	—	331,158	—	313,926
合 計	75,136	1,777,971	85,855	1,775,798

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
火 災 共 済	30,023	27,496
自 動 車 共 済	269,429	269,141
傷 害 共 済	1,943	1,623
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	64	64
賠 償 責 任 共 済	293	298
自 賠 責 共 済	12,018	12,293
合 計	313,772	310,917

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	307,913	16,727	217,564	15,939
生 活 物 資	929,540	233,708	1,112,240	276,672
合 計	1,237,453	250,436	1,329,805	292,612

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	157,692	7,594	163,312	6,042
米以外の農産物	64,101	1,320	86,749	1,705
畜 産 物	—	—	—	—
合 計	221,794	8,914	250,061	7,748

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 益	保 管 料	917	918
	荷 役 料	—	—
	その他の収益	0	1
費 用	保 管 材 料 費	—	—
	保 管 労 務 費	—	—
	その他の費用	1,032	166
差 引		▲ 114	753

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	収 益	費 用	収 益	費 用
も ち 加 工	4,842	2,465	5,191	2,216
精 米 加 工	18,790	1,515	22,826	1,503
企 画 加 工	2,311	2,317	2,466	2,508
パックごはん加工	2,286	2,742	—	—
合 計	28,231	9,040	30,484	6,228

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	収 益	費 用	収 益	費 用
コイン精米機	7,068	1,512	7,376	1,592
育苗センター	12,119	12,523	11,644	11,780
ライスセンター	10,104	5,529	10,341	7,432
貯蔵施設	322	544	373	576
農機具リース	1,114	220	1,274	282
野菜乾燥機	1	—	1	—
旅行取扱	▲ 1	—	—	—
合 計	30,730	20,330	31,012	21,664

(6) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	訪問介護収益	—	—
	居宅介護支援収益	—	—
	その他の収益	—	—
費 用	介護労務費	—	—
	その他の費用	—	—
差 引		—	—

(7) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	賦課金	—	—
	指導事業補助金	311	310
	実費収入	—	—
	その他の収入	594	4,981
支 出	営農改善費	2,215	3,052
	生活文化事業費	6,654	11,379
	教育情報費	3,596	3,071
	協力団体育成費	5,327	5,470
	農政活動費	—	—
	相談活動費	—	—
差 引		▲ 16,888	▲ 17,681

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.28	0.22	▲ 0.06
資本経常利益率	3.39	2.62	▲ 0.76
総資産当期純利益率	0.21	0.17	▲ 0.04
資本当期純利益率	2.55	2.01	▲ 0.54

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減	
貯貸率	期末	62.14	65.11	2.97
	期中平均	61.83	64.23	2.40
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

- (注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は18.11%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	金沢中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,064百万円(前年度 1,064百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,789	12,954
うち、出資金及び資本準備金の額	1,073	1,074
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,810	11,973
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 94	▲ 94
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,789	12,955
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	12,789	12,955
リスク・アセット等		

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
信用リスク・アセットの額の合計額	60,716	69,770
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,030	1,747
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	63,747	71,518
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)/(二)	20.06	18.11

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	225	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,966	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	61,363	12,272	490
法人等向け	8,970	6,798	271
中小企業等向け及び個人向け	3,548	1,700	68
抵当権付住宅ローン	49,993	17,196	687
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	37	40	1
取立未済手形	39	7	0
信用保証協会等による保証付	4,540	452	18
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	566	566	22
(うち出資等のエクスポージャー)	(566)	(566)	(22)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
上記以外	16,300	18,583	743
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(2,060)	(5,151)	(206)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(0)	(0)	(2)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち上記以外のエクスポージャー)	(14,240)	(13,432)	(537)

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
信用リスク・アセット	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うち非STC適用分)	(-)	(-)	(-)
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	(-)	(-)	(-)
	(うちマニデート方式)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)
	(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	146,553	57,619	2,304	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額	
		a	b = a × 4%	
		3,030	121	
総所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 計	総所要自己資本額	
		a	b = a × 4%	
		63,747	2,549	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現	金	228	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,653	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	57,875	11,576	463
	（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	(—)	(—)	(—)
	カバード・ボンド向け	(—)	(—)	(—)
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,492	3,455	138
	（うち特定貸付債権向け）	(—)	(—)	(—)
	中堅中小企業等向け及び個人向け	9,278	7,259	290
	（うちトランザクター向け）	(—)	(—)	(—)
	不動産関連向け	67,047	36,676	1,467
	（うち自己居住用不動産等向け）	(9,500)	(2,976)	(119)
	（うち賃貸用不動産向け）	(57,547)	(33,699)	(1,347)
	（うち事業用不動産関連向け）	(—)	(—)	(—)
	（うちその他不動産関連向け）	(—)	(—)	(—)
	（うちADC向け）	(—)	(—)	(—)
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向け を除く。)	51	71	2
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	24	22	0
	取立未済手形	25	5	0
	信用保証協会等による保証付	4,927	491	19
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—
	株式等	81	81	3
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	6,117	10,129	405
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	(—)	(—)	(—)
	（うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及 びその他外部 TLAC 関連調達手段 に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー）	(—)	(—)	(—)
	（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	(2,060)	(5,151)	(206)
	（うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー）	(614)	(1,536)	(61)

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)
	(うち上記以外のエクスポージャー)	(3,442)	(3,442)	(137)
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(短期STC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うち不良債権証券化適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	(-)	(-)	(-)
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	(-)	(-)	(-)
	(うちマントート方式)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)
	(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-	
標準的手法を運用するエクスポージャー計	-	-	-	
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	-	-	-	
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	
合計 (信用リスク・アセットの額)	151,804	69,770	2,790	
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 (簡易方式又は標準的方式)	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		-	-	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		1,747	69	
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計		総所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		71,518	2,860	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,747
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		69
B	I	1,165
B	I C	139

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & P グローバルレーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー期末残高
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農業	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	0	0	-	-	-	4	4	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1	1	-	-	-	0	0	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	4,195	4,195	-	-	-	3,916	3,916	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	61,403	-	-	-	-	57,901	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	306	306	-	-	-	3,098	3,098	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,067	3,067	-	-	-	2,755	2,755	-	-	-
	上記以外	7,567	4,940	2,626	-	-	5,328	2,702	2,626	-	-
個人	69,638	69,638	-	-	37	74,997	74,997	-	-	75	
その他	367	-	-	-	-	3,800	-	-	-	-	
業種別残高計		146,553	82,155	2,626	-	37	151,804	87,476	2,626	-	75
1年以下		61,651	294	-	-		58,154	285	-	-	
1年超3年以下		1,242	1,242	-	-		1,457	1,457	-	-	
3年超5年以下		3,485	3,485	-	-		3,352	3,352	-	-	
5年超7年以下		4,903	4,903	-	-		4,676	4,676	-	-	
7年超10年以下		4,015	4,015	-	-		4,525	4,525	-	-	
10年超		68,080	68,080	-	-		72,450	72,450	-	-	
期限の定めのないもの		3,173	131	2,626	-		7,187	727	2,626	-	
残存期間別残高計		146,553	82,155	2,626	-		151,804	87,476	2,626	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0		0	0	0	0		0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	2	3	—	2	3	3	4	—	3	4

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度							令 和 6 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動 産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	2	3	0	2	3	—	3	4	0	3	4	—	
業 種 別 残 高 計	2	3	0	2	3	—	3	4	0	3	4	—	

(注) 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	228	-	228	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,653	-	2,653	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	57,875	-	57,875	-	11,576	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,492	-	3,458	-	3,455	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	8,663	6,151	7,904	615	7,259	85
（うちトランザクター向け）	45	(-)	(4)	(-)	(-)	(-)	(45)
不動産関連向け	20~150	67,047	-	65,466	(-)	36,676	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	(9,500)	(-)	(8,855)	(-)	(2,976)	(34)
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	(57,547)	(-)	(56,611)	(-)	(33,699)	(60)
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
（うちその他不動産関連向け）	60	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
（うちADC向け）	100~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	48	-	48	-	71	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	22	-	22	-	22	100
取立未済手形	20	25	-	25	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0~10	4,927	-	4,915	-	491	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	81	-	81	-	81	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上記以外	100~1250	6,117	-	6,117	-	10,129	166
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	(2,060)	(-)	(2,060)	(-)	(5,151)	(250)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	(614)	(-)	(614)	(-)	(1,536)	(250)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	(3,442)	(-)	(3,442)	(-)	(3,442)	(100)
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(短期STC要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち不良債権証券化適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					69,770	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年 度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	2,653	-	-	-	-	0	2,653						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-						
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,868	-	7	-	-	-	-	0	57,875				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	3,455	-	-	3	3,458			
(うち特定貸付債権向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	-	81	-	0	81						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,552	4,910	2,056	8,519								
(うちトランザクター向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,549	729	3,071	-	-	-	2,107	971	-	159	130	134	8,555
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	5,220	4,351	-	155,094	-	12,412	15,031	-	3,642	847	10	56,611	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち A D C 向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	0	1	46	0	48								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	22	-	0	22								

(単位：百万円)

項 目	令和6年度					
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)					
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	228	—	—	—	0	228
取立未済手形	—	—	25	—	0	25
信用保証協会等による保証付	0	4,915	—	—	0	4,915
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	3,192	3,192
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,527	4,527
	リスク・ウェイト 20%	61,267	136	61,403
	リスク・ウェイト 35%	—	49,024	49,024
	リスク・ウェイト 50%	5	—	5
	リスク・ウェイト 75%	—	2,071	2,071
	リスク・ウェイト100%	6,813	16,245	23,059
	リスク・ウェイト150%	16	—	16
	リスク・ウェイト250%	—	2,060	2,060
その他	—	—	—	
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	
計	68,103	77,258	145,361	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	83,121	—	—	81,612
40%～70%	31,156	4	10	30,754
75%	16,453	4,658	10	16,713
80%	—	—	10	—
85%	1,269	—	—	1,204
90%～100%	8,326	1,469	10	8,390
105%～130%	3,726	—	—	3,642
150%	894	—	—	894
250%	81	—	—	81
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	37	19	—	3
合計	145,067	6,151	10	143,297

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け	6	—	—
中小企業等向け及び個人向け	55	737	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等向け	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	94	—
合 計	61	1,021	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	58	790	—
自己居住用不動産等向け	12	298	—
抵当権付き住宅ローン	10	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	83	1,088	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVA リスクに関する事項

- ◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しています。
- ◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ◇当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 JA では、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及び FC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,626	2,626	2,626	2,626
合計	2,626	2,626	2,626	2,626

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当 JA は、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当 JA では、 Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクの計算を実施していません。

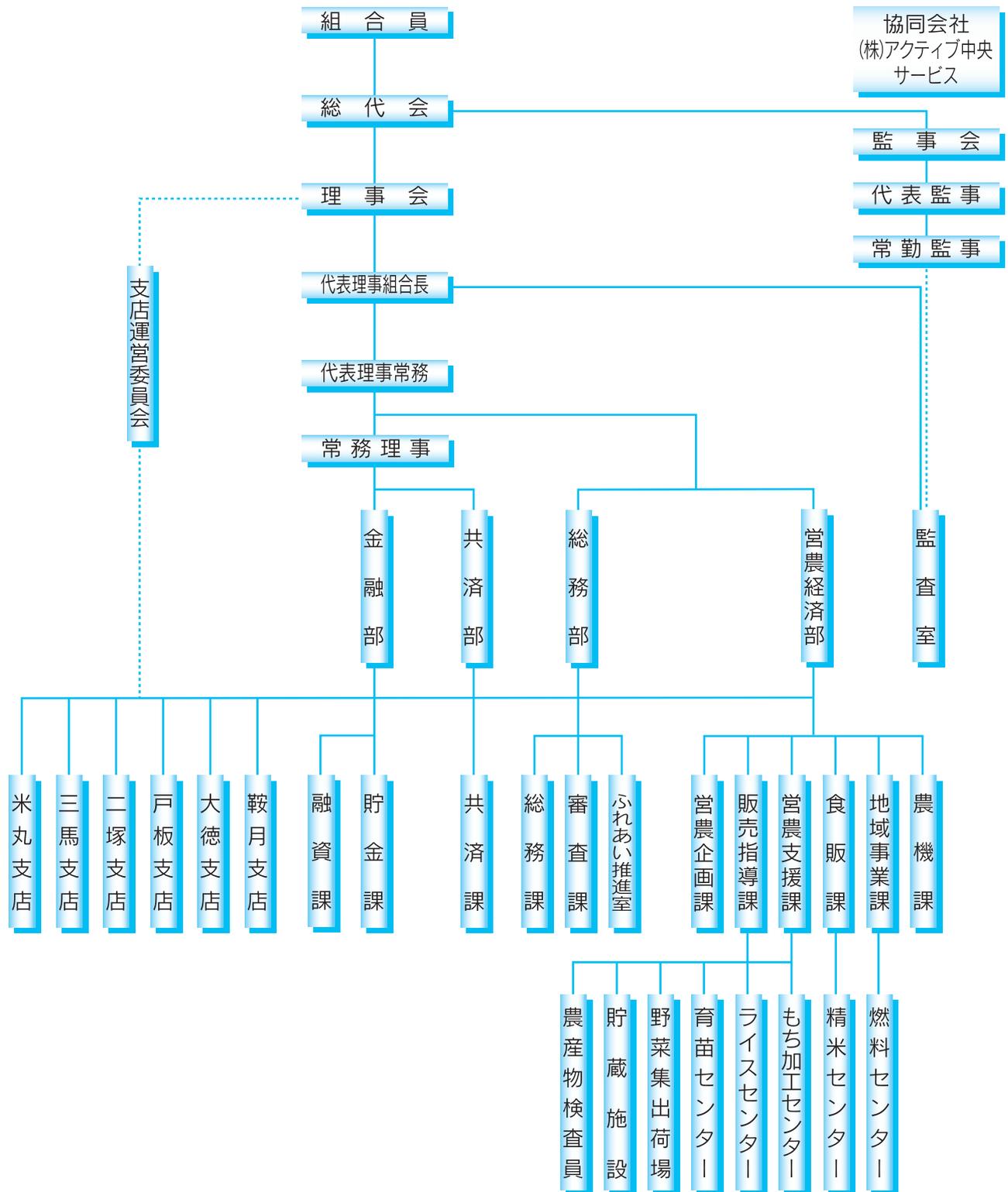
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方平行シフト	1,358	1,394	222	250
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	610	607		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	416	432		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,358	1,394	222	250
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	12,789		12,955	

【JAの概要】

1. 機構図（令和7年3月31日現在）



2. 役員（令和7年3月末）

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	田村政博	理事	久保悟
代表理事常務	二口和忠	〃	中村直子
常務理事	吉田和信	〃	荒木千恵
上席理事	朝倉忍	代表監事	田中勝治
理事	舟田亘	常勤監事	中橋達也
〃	中川栄樹	監事	堀越一彦
〃	稲本誠一	〃	田中政敏
〃	桜井誠一	〃	中村義孝
〃	赤丸義和	〃	山田昇
〃	安野生郎	〃	加藤聡
〃	里見哲夫	員外監事	鍛冶敏弘
〃	村中宏郎		

(注) 監事 鍛冶敏弘 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位：人)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	1,908	1,905	▲3
個人	1,905	1,902	▲3
法人	3	3	0
准組合員数	3,261	3,285	24
個人	3,028	3,048	20
法人	233	237	4
合計	5,169	5,190	21

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
J A 青壮年部	108
J A 女性部	R7.3で解散
金沢中央農協水稻部会	18
金沢中央農協果樹部会	7
金沢中央農協大徳さつまいも部会	11
金沢中央農協万年青部会	4
金沢中央農協野菜生産部会	7
金沢中央生産組合	15
大徳出荷組合	9
J A 金沢中央金沢春菊部会	9
J A 金沢中央朝市部会	4

5. 地区 (R7.6現在)



6. 沿革・歩み

昭和49年8月、金沢市内の6つの農協が合併して“金沢市中央農業協同組合”（昭和58年に“金沢中央農業協同組合”に名称変更）として設立。おかげさまで令和6年度には合併50周年を迎えることができました。

石川県の県都金沢駅西地区に位置し、合併当時は広大な田園地帯でしたが、多くの区画整理事業を経て石川県庁・石川県立病院・金沢港等石川県の主要施設の建設をはじめ都市化が進み、金融事業を柱とした都市型農協になりました。

信用事業では令和5年度に貯金残高1,300億円、融資残高800億円を達成しました。当JAでは長年にわたり高貯貸率を維持しています。そのほか平成18年から遺言信託業務を行っています。

共済事業では平成18年度に一斉推進からライフアドバイザーによる恒常推進へ体制移行しました。コンプライアンスを遵守した質の高い提案を積み重ね、保有高純増に努めた結果、令和元年度には長期共済保有高2,600億円を達成しました。

経済事業では令和6年8月新店舗竣工を機に食販課を移転し、金沢市赤土町への全部門集約を実現しました。スピーディかつ的確な情報共有体制が更に整ったことで、皆さまへのサービス提供がより一層迅速にできるようになりました。また平成29年度から「ふれあい朝市」を全支店でスタート、管内生産者が手掛けた新鮮な農産物が地域の皆さまに好評を得ています。

不動産管理部門では平成3年に㈱アクティブ中央サービスを設立、組合員の不動産の売買・賃貸に関わる業務はもちろん、区画整理事業に関わり地域に大きく貢献してきました。また平成16年には石川県庁横に自社ビル「KCビル」を建築、現在も多くのテナントが入居しています。

7. 店舗等のご案内（R7.6現在）

（単位：台）

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本店	〒920-0353 金沢市赤土町リ15-1	076-266-5000	1
本店(営農部門)事務所	〒920-0353 金沢市赤土町リ53-1	076-266-5003	0
本店(農機課)事務所	〒920-0353 金沢市赤土町リ53-1	076-268-6220	0
鞍月支店	〒920-0064 金沢市南新保町口86	076-237-6240	1
大徳支店	〒920-0343 金沢市畝田中1-72	076-267-1288	1
戸板支店	〒920-0025 金沢市駅西本町2-1-9	076-265-5148	1
二塚支店	〒920-0367 金沢市北塚町東40	076-249-3478	1
三馬支店	〒921-8164 金沢市久安6-183	076-242-7256	1
米丸支店	〒921-8013 金沢市新神田5-26	076-291-2215	1
㈱アクティブ中央サービス	〒920-0353 金沢市赤土町リ4-2	076-266-1127	0

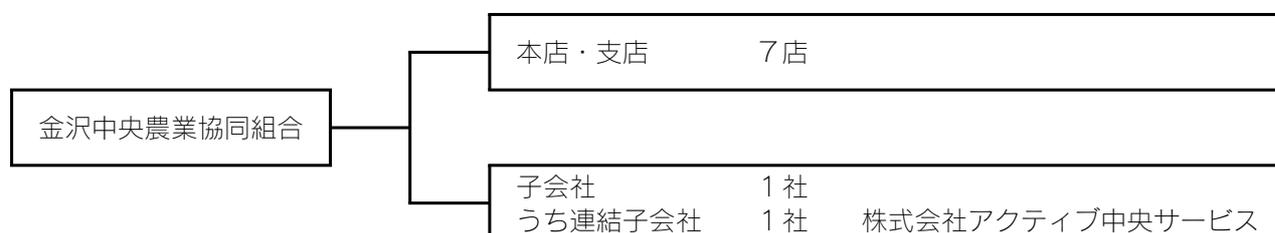
【連結情報】

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA 金沢中央のグループは、当 JA、子会社 1 社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	業務内容	所 在 地	設立年月日	資本金 (千円)	他の子会社等 の議決権比率
(株)アクティブ中央サービス	動産・不動産の 売買・斡旋・賃 貸及び管理に 関する事業他	金沢市赤土町4-2	H3.6.20	485,000	100.0%

(注) 組合グループ出資比率は、当該会社に対する組合を除く、組合の子会社等の出資比率

(3) 連結事業概況

1. 事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益507,041千円、連結当期剰余金371,328千円、連結純資産14,596千円、連結総資産151,726,241千円で、連結自己資本比率は20.11%となりました。

2. 連結子会社の事業概況

株式会社アクティブ中央サービス

当社は、不動産取引業他を営み、売上総利益は478,899千円（対前年比105.3%）を計上し、当期純利益は125,658千円（対前年比119.9%）となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益(事業収益)	3,545,630	3,325,648	3,136,485	3,109,155	3,586,048
信用事業収益	1,124,908	1,110,006	1,118,035	1,121,258	1,175,310
共済事業収益	433,774	433,855	425,095	437,117	462,329
農業関連事業収益	237,431	239,544	265,833	224,281	215,761
その他事業収益	1,749,515	1,542,240	1,327,520	1,326,498	1,732,647
連結経常利益	556,662	588,783	586,698	567,854	336,209
連結当期剰余金	385,291	432,880	436,869	414,109	371,328
連結純資産額	13,313,439	13,654,988	13,997,874	14,318,322	14,596,375
連結総資産額	137,131,454	142,716,917	147,303,560	149,731,639	151,726,241
連結自己資本比率	20.92	22.91	22.64	21.92	20.11

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	142,514,768	143,713,316	1. 信用事業負債	133,812,200	135,650,761
(1) 現金	225,685	228,446	(1) 貯金	130,637,618	132,014,324
(2) 預金	61,372,449	57,862,329	(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—	(3) 借入金	—	—
(4) 商品有価証券	—	—	(4) その他の信用事業負債	3,174,582	3,636,436
(5) 金銭の信託	—	—	(5) 債務保証	—	—
(6) 有価証券	—	—	2. 共済事業負債	519,282	419,946
(7) 貸出金	80,742,021	85,518,646	(1) 共済借入金	—	—
(8) その他の信用事業資産	178,750	109,577	(2) 共済資金	334,295	231,258
(9) 債務保証見返	—	—	(3) その他の共済事業負債	184,986	188,688
(10) 貸倒引当金	▲4,138	▲5,682	3. 経済事業負債	98,481	91,514
2. 共済事業資産	21,733	27,220	(1) 支払手形及び経済事業未払金	95,898	88,143
(1) 共済貸付金	—	—	(2) その他の経済事業負債	2,583	3,370
(2) その他の共済事業資産	21,733	27,220	4. 設備借入金	—	—
(3) 貸倒引当金	▲0	▲0	5. 雑負債	528,913	500,055
3. 経済事業資産	415,473	507,837	(1) 未払法人税等	123,607	108,704
(1) 受取手形	—	—	(2) リース債務	—	—
(2) 経済事業未収金	154,902	165,699	(3) 資産除去債務	111,574	112,894
(3) 棚卸資産	254,812	336,671	(4) その他の負債	293,732	278,456
(4) その他の経済事業資産	5,760	5,599	6. 諸引当金	454,437	467,589
(5) 貸倒引当金	▲0	▲133	(1) 賞与引当金	69,148	68,013
4. 雑資産	294,205	269,972	(2) 退職給付に係る負債	323,379	332,889
5. 固定資産	4,201,884	4,921,798	(3) 役員退職慰労引当金	61,910	66,686
(1) 有形固定資産	4,200,024	4,921,349	(4) ポイント引当金	—	—
建物	3,665,580	4,517,333	7. 繰延税金負債	—	—
機械装置	474,017	483,467	負債の部合計	135,413,316	137,129,866
土地	2,021,095	2,377,380	純 資 産 の 部		
リース資産	—	—	1. 組合員資本	14,318,322	14,596,375
建設仮勘定	468,374	—	(1) 出資金（資本金）	1,064,030	1,064,930
その他の有形固定資産	599,313	671,533	(2) 資本剰余金	9,870	9,870
減価償却累計額	▲3,028,356	▲3,128,364	(3) 利益剰余金	13,245,422	13,522,575
(2) 無形固定資産	1,860	448	(4) 処分未済持分	—	—
のれん	—	—	(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲1,000	▲1,000
リース資産	—	—	2. 評価・換算差額等	—	—
その他の無形固定資産	1,860	448	(1) その他有価証券評価差額金	—	—
6. 外部出資	2,141,873	2,141,873	(2) 退職給付に係る調整累計額	—	—
(1) 外部出資	2,141,873	2,141,873	3. 非支配株主持分	—	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—			
7. 退職給付に係る資産	—	—			
8. 繰延税金資産	141,700	144,224	純資産の部合計	14,318,322	14,596,375
9. 繰延資産	—	—	負債・純資産の部合計	149,731,639	151,726,241
資産の部合計	149,731,639	151,726,241			

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,064,166	2,092,643
(1) 信用事業収益	1,121,258	1,175,310
資金運用収益	1,075,135	1,127,964
(うち預金利息)	(261,228)	(274,381)
(うち有価証券利息)	(—)	(—)
(うち貸出金利息)	(778,483)	(818,159)
(うちその他受入利息)	(35,423)	(35,423)
役務取引等収益	28,921	29,696
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	17,201	17,649
(2) 信用事業費用	136,735	192,645
資金調達費用	55,843	113,603
(うち貯金利息)	(18,330)	(74,604)
(うち給付補填備金繰入)	(2,321)	(2,094)
(うち借入金利息)	(79)	(—)
(うちその他支払利息)	(35,112)	(36,903)
役務取引等費用	11,424	12,410
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	69,467	66,632
(うち貸倒引当金繰入額)	(992)	(—)
(うち貸倒引当金戻入額)	(—)	(1,538)
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
信用事業総利益	984,523	982,664
(3) 共済事業収益	437,117	462,329
共済付加収入	398,854	413,715
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	38,263	48,613
(4) 共済事業費用	26,094	26,785
共済借入金利息	—	—
共済推進費及び共済保全費	24,527	24,850
その他の費用	1,567	1,935
共済事業総利益	411,023	435,543
(5) 購買事業収益	991,945	1,162,501
購買品供給高	924,617	1,088,610
購買手数料	11,181	10,167
修理サービス料	3,743	3,362
その他の収益	52,403	60,360
(6) 購買事業費用	808,956	1,001,956
購買品供給原価	682,124	805,811
購買供給費	98,330	160,066
修理サービス費	—	—
その他の費用	28,502	36,078
購買事業総利益	182,989	160,544
(7) 販売事業収益	9,866	9,392
販売品販売高	—	—
販売手数料	9,636	9,305
その他の収益	230	86

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(8) 販売事業費用	2,373	2,217
販売品販売原価	—	—
販売費	1,972	1,901
その他の費用	401	316
販売事業総利益	7,493	7,174
(9) その他事業収益	548,947	776,515
(10) その他事業費用	70,809	269,799
その他事業総利益	478,137	506,715
2. 事業管理費	1,548,948	1,620,423
(1) 人件費	1,069,167	1,061,992
(2) その他事業管理費	479,780	558,430
事業利益	515,217	472,220
3. 事業外収益	53,422	58,174
(1) 受取雑利息	586	991
(2) 受取出資配当金	34,138	34,438
(3) 持分法による投資益	—	—
(4) その他の事業外収益	18,698	22,743
4. 事業外費用	786	23,353
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 持分法による投資損	—	—
(3) その他の事業外費用	786	23,353
経常利益	567,854	507,041
5. 特別利益	1,225	410
(1) 固定資産処分益	295	410
(2) 負ののれん発生益	—	—
(3) その他の特別利益	930	—
6. 特別損失	1,742	810
(1) 固定資産処分損	812	810
(2) 減損損失	—	—
(3) その他の特別損失	930	—
税金等調整前当期利益	567,336	506,642
法人税、住民税及び事業税	159,328	137,837
法人税等調整額	▲ 6,100	▲ 2,523
法人税等合計	153,227	135,313
当期利益	414,109	371,328
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金	414,109	371,328

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	567,336	506,642
減価償却費	103,695	155,495
減損損失	—	—
のれん償却額	—	—
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	971	1,678
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1,051	▲ 1,135
退職給付に係る負債の増減額(▲は減少)	12,806	9,510
その他引当金等の増減額(▲は減少)	4,776	4,776
信用事業資金運用収益	▲ 1,075,135	▲ 1,127,964
信用事業資金調達費用	55,843	113,603
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 34,724	▲ 35,430
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益(▲は益)	—	—
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 142	▲ 130
外部出資関係損益(▲は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	930	—
固定資産処分費用	660	810
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	▲ 930	—
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 4,622,973	▲ 4,776,624
預金の純増(▲)減	3,200,000	3,472,000
貯金の純増減(▲)	3,034,776	1,376,706
信用事業借入金の純増減(▲)	—	—
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲ 41,561	63,716
その他の信用事業負債の純増減(▲)	▲ 1,106,285	435,944
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(▲)減	—	—
共済借入金の純増減(▲)	—	—
共済資金の純増減(▲)	105,438	▲ 103,037
その他の共済事業資産の純増(▲)減	▲ 6,324	▲ 5,487
その他の共済事業負債の純増減(▲)	6,897	3,701
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	18,507	▲ 10,797
経済受託債権の純増(▲)減	—	—
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 30,087	▲ 81,859
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	1,352	▲ 7,755
経済受託債務の純増減(▲)	—	—
その他の経済事業資産の純増(▲)減	▲ 194	160
その他の経済事業負債の純増減(▲)	▲ 922	7

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(▲)減	▲ 125,865	24,233
その他の負債の純増減(▲)	40,807	▲ 15,726
未払消費税の純増減(▲)	▲ 4,853	2,227
信用事業資金運用による収入	1,045,050	1,133,426
信用事業資金調達による支出	▲ 43,517	▲ 87,698
共済貸付金利息による収入	—	—
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	▲ 67,885	▲ 67,544
小 計	1,037,393	983,446
雑利息及び出資配当金の受取額	34,724	35,430
雑利息の支払額	—	779
法人税等の支払額	▲ 156,851	▲ 154,516
事業活動によるキャッシュ・フロー	915,266	865,140
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却等による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 857,040	▲ 875,408
固定資産の売却による収入	309	130
補助金の受入による収入	930	—
外部出資による支出	▲ 520	—
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	▲ 660	▲ 810
資産除去債務の履行による支出	▲ 1,329	1,320
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 858,310	▲ 874,768
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	17,070	22,610
出資の払戻しによる支出	▲ 16,300	▲ 21,710
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
リース債務の返済による支出	—	—
出資配当金の支払額	▲ 26,545	▲ 26,631
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 25,775	▲ 25,731
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	31,180	▲ 35,359
6. 現金及び現金同等物の期首残高	299,954	331,134
7. 現金及び現金同等物の期末残高	331,134	295,775

(8) 連結注記表 (令和6年度)

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 1社 株式会社アクティブ中央サービス
 - ② 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用する非連結子会社及び関連法人はありません。
 - ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
 - ④ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
該当事項はありません。
 - ⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
 - ⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
・ その他有価証券
イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
・ 購買品(部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年~50年、機械装置 2年~17年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査

を受けております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は270,802千円です

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付に係る負債
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・野菜集出荷場・貯蔵施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
 - (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を当事業年度の期首から適用しております。

これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,493千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	400,606千円
② 機械装置	115,570千円
③ 土地	144,605千円
④ その他の有形固定資産	37,710千円

(2) 担保に供している資産

系統定期預金2,520,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税取扱事務に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額 633,389千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は34,602千円、危険債権額は62,118千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,721千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の

自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が140,996千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預金	57,862,329	57,699,670	▲ 162,658
貸出金	85,518,646		
貸倒引当金(*1)	▲ 5,682		
貸倒引当金控除後	85,512,963	85,466,322	▲ 46,640
資 産 計	144,658,787	144,449,488	▲ 209,299
貯金	132,014,324	131,702,135	▲ 312,189
負 債 計	132,014,324	131,702,135	▲ 312,189

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物

金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,141,873
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	2,141,873

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	57,862,329	-	-	-	-	-
貸出金 (*1, 2)	5,077,743	4,971,659	4,884,841	5,392,194	6,915,026	58,242,578
合計	62,940,072	4,971,659	4,884,841	5,392,194	6,915,026	58,242,578

(*1) 貸出金のうち、当座貸越65,330千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等34,602千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	124,073,456	3,988,654	3,294,344	243,703	260,151	154,013
合計	124,073,456	3,988,654	3,294,344	243,703	260,151	154,013

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	320,819
退職給付費用	76,390
退職給付の支払額	▲ 27,523
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 39,488
期末における退職給付に係る負債	330,198

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,040,211
特定退職金共済制度	▲ 710,012
未積立退職給付債務	330,198
退職給付に係る負債	330,198

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	76,390
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,214千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は71,237千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,734
退職給付に係る負債	94,174
役員退職慰労引当金	18,925
その他	130,215
繰延税金資産小計	246,049
評価性引当額	▲ 92,252
繰延税金資産合計 (A)	153,796
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,495
資産除去費用資産計上額	▲ 8,077
繰延税金負債合計 (B)	▲ 9,572
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	144,224

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期	
	JA	子会社
法定実効税率	27.7	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.4	0.0
評価性引当額の増減	0.5	0.1
収用等の特別控除	0.0	0.0
住民税均等割	0.7	0.2
税額控除	▲ 0.5	0.0
事業分量配当額の損金算入額	▲ 5.6	0.0
その他	▲ 0.9	▲ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.0	31.6

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金

負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なおこの税率変更による影響は軽微です。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

子会社アクティブ中央サービスでは、金沢市に保有するKCビルを賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸不動産	834,636	834,636

(注) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

9. 重要な後発事象に関する注記

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

子会社の賃貸不動産は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～6年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	111,574千円
時の経過による調整額	1,320千円
期末残高	112,894千円

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、177,342千円です。

連結注記表（令和5年度）

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 1社 株式会社アクティブ中央サービス
 - ② 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連法人はありません。
 - ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
 - ④ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
該当事項はありません。
 - ⑤ 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。
 - ⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
・ その他有価証券
イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・ 購買品（部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年、機械装置 2年～17年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査

を受けております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,161千円です。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付に係る負債
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
 - (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は698,628千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 400,606千円 |
| ② 機械装置 | 115,570千円 |
| ③ 土地 | 144,605千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 37,845千円 |
- (2) 担保に供している資産
系統定期預金2,220,000千円を為替決済の担保に供しています。また、系統外定期預金5,000千円を県税事務取扱に係る担保に、系統外定期預金2,000千円を市税事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
また現金10,000千円を宅建業営業の担保に供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 691,264千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は36,562千円、危険債権額は98,138千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。
債権のうち、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,701千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会への預け金による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ、信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ、市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が137,867千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
預金	61,372,449	61,334,001	▲ 38,447
貸出金	80,742,021		
貸倒引当金(*1)	▲ 4,138		
貸倒引当金控除後	80,737,883	81,814,245	1,076,362
資 産 計	142,110,332	143,148,247	1,037,914
貯金	130,637,618	130,578,248	▲ 59,369
負 債 計	130,637,618	130,578,248	▲ 59,369

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反

映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,141,873
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	2,141,873

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	61,372,449	—	—	—	—	—
貸出金 (*1, 2)	4,913,932	4,707,007	4,655,510	4,488,197	5,053,169	56,869,548
合計	66,286,382	4,707,007	4,655,510	4,488,197	5,053,169	56,869,548

(*1) 貸出金のうち、当座貸越55,789千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等54,654千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	122,761,756	6,424,014	747,302	283,343	210,967	210,234
合計	122,761,756	6,424,014	747,302	283,343	210,967	210,234

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	308,132
退職給付費用	37,923
退職給付の支払額	▲ 25,236
期末における退職給付に係る負債	320,819

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,031,550
特定退職金共済制度	▲ 710,730
未積立退職給付債務	320,819
退職給付に係る負債	320,819

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤務費用	37,923
臨時に支払った割増退職金	—
退職給付費用	37,923

特定退職金共済制度への拠出金40,120千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,160千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は79,188千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,321
退職給付に係る負債	89,518
役員退職慰労引当金	17,124
その他	130,721
繰延税金資産小計	239,685
評価性引当額	▲ 88,258
繰延税金資産合計 (A)	151,427
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,457
資産除去費用資産計上額	▲ 8,269
繰延税金負債合計 (B)	▲ 9,726
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	141,700

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期	
	JA	子会社
法定実効税率	27.7	30.5
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.9	0.0
評価性引当額の増減	0.2	0.2
収用等の特別控除	0.0	0.0
住民税均等割	0.5	0.0
税額控除	0.0	0.2
事業分量配当額の損金算入額	▲ 4.4	0.0
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	0.0	0.0
その他	0.2	▲ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5	31.3

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

子会社アクティブ中央サービスでは、金沢市に保有するKCビルを賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸不動産	862,240	862,240

(注) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の営農施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

子会社の賃貸不動産は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は1年～6年、割引率は1.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	112,904千円
時の経過による調整額	1,294千円
資産除去債務の履行による減少額	2,624千円
期末残高	111,574千円

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、186,642千円です。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	9,870	9,870
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	9,870	9,870
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	12,925,744	13,245,422
2. 会計方針の変更による累計的影響額	—	—
3. 遡及処理後利益剰余金期首残高	—	—
4. 利益剰余金増加高	414,109	371,328
(1) 当期剰余金	414,109	371,328
5. 利益剰余金減少高	94,430	94,176
(1) 支払配当金	4,430	94,176
(2) 役員賞与金	—	—
6. 連結剰余金期末残高	13,245,422	13,522,575

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 (A)	36	34	▲ 2
危険債権額 (B)	98	62	▲ 36
要管理債権額 (C) = (D) + (E)	—	—	—
三月以上延滞債権額 (D)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (E)	—	—	—
小計 (F) = (A) + (B) + (C)	134	96	▲ 38
正常債権額 (G)	82,012	86,753	4,741
合計 (H) = (F) + (G)	82,147	86,849	4,702

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	1,121,258	1,175,310
	経常利益	590,350	542,600
	資産の額	142,514,768	143,713,316
共済事業	事業収益	437,117	462,329
	経常利益	197,496	231,303
	資産の額	21,733	27,220
農業関連事業	事業収益	224,281	215,761
	経常利益	▲ 144,270	▲ 155,864
	資産の額	707,020	802,834
その他事業	事業収益	1,326,498	1,732,647
	経常利益	▲ 75,723	▲ 110,997
	資産の額	6,488,118	7,182,871
計	事業収益	3,109,155	3,586,048
	経常利益	567,854	507,041
	資産の額	149,731,639	151,726,241

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、20.11%となりました。

連結自己資本は、組合員からの普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	金沢中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,063百万円（前年度 1,063百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,224	14,502
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,072	1,073
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,245	13,522
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 94	▲ 93
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,224	14,503
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (口)	14,224	14,503
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	61,045	70,371
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,833	1,747
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	64,879	72,118
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ)/(二)	21.92	20.11

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	225	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,966	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	61,373	12,274	490
法人等向け	5,629	5,496	219
中小企業等向け及び個人向け	3,548	1,700	68
抵当権付住宅ローン	49,993	17,196	687
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	37	40	1
取立未済手形	39	7	0
信用保証協会等による保証付	4,540	452	18
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	81	81	3
(うち出資等のエクスポージャー)	(81)	(81)	(3)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
上記以外	21,299	23,794	951
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(2,060)	(5,151)	(206)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(141)	(354)	(14)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち上記以外のエクスポージャー)	(19,097)	(18,289)	(731)

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化	証	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うち非STC適用分)	(-)	(-)	(-)
	再証	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	(-)	(-)	(-)
	(うちマニフェスト方式)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)
	(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)
	経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額 (▲)	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	149,375	61,045	2,441	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		3,833	153	
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		64,879	2,595	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現	金	228	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,653	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,883	11,579	463
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	(—)	(—)	(—)
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	2,206	2,205	88
	（うち特定貸付債権向け）	(—)	(—)	(—)
	中堅中小企業等向け及び個人向け	9,278	7,259	290
	（うちトランザクター向け）	(0)	(0)	(0)
	不動産関連向け	67,047	36,676	1,467
	（うち自己居住用不動産等向け）	(9,500)	(2,976)	(119)
	（うち賃貸用不動産向け）	(57,547)	(33,699)	(1,347)
	（うち事業用不動産関連向け）	(—)	(—)	(—)
	（うちその他不動産関連向け）	(—)	(—)	(—)
	（うちADC向け）	(—)	(—)	(—)
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	51	71	2
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	24	22	0
	取立未済手形	25	5	0
	信用保証協会等による保証付	4,927	491	19
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	81	81	3
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	7,942	11,977	479
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	(—)	(—)	(—)
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	(—)	(—)	(—)
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	(2,060)	(5,151)	(206)
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	(629)	(1,573)	(62)

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証 券 化	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)
	(うち上記以外のエクスポージャー)	(5,253)	(5,253)	(210)
	証券化	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(短期STC要件適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うち不良債権証券化適用分)	(-)	(-)	(-)
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	(-)	(-)	(-)
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	(-)	(-)	(-)
	(うちマナデート方式)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)
	(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)
	(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-	
標準的手法を運用するエクスポージャー計	152,336	70,364	2,814	
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	-	-	-	
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	
合計 (信用リスク・アセットの額)	152,336	70,364	2,814	
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 (簡易方式又は標準的方式)	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	1,747	b = a × 4% 69	
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		72,112	2,884	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		1,747
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		69
B	I	1,165
B	I C	139

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P. 46）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー期末残高
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
法人	農業	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	0	0	-	-	-	4	4	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1	1	-	-	-	0	0	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	4,036	4,036	-	-	-	2,630	2,630	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	61,413	-	-	-	-	57,909	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	306	306	-	-	-	3,098	3,098	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,067	3,067	-	-	-	2,755	2,755	-	-	-
	上記以外	7,980	4,940	2,141	-	-	6,654	2,702	2,141	-	-
個人	69,638	69,638	-	-	37	74,997	74,997	0	-	75	
その他	381	-	-	-	-	3,814	-	-	-	-	
業種別残高計		146,827	81,996	2,141	-	37	151,867	86,190	2,141	-	75
1年以下		61,660	294	-	-		58,162	285	-	-	
1年超3年以下		1,242	1,242	-	-		1,457	1,457	-	-	
3年超5年以下		3,485	3,485	-	-		2,507	2,507	-	-	
5年超7年以下		4,903	4,903	-	-		4,676	4,676	-	-	
7年超10年以下		3,856	3,856	-	-		4,384	4,384	-	-	
10年超		68,080	68,080	-	-		72,150	72,150	-	-	
期限の定めのないもの		3,600	131	2,141	-		8,527	727	2,141	-	
残存期間別残高計		146,827	81,996	2,141	-		151,867	86,190	2,141	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0		0	0	0	0		0	0
個別貸倒引当金	2	3	-	2	3	3	4	0	3	4

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度							令 和 6 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
法	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動 産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	2	3	0	2	3	-	3	4	0	3	4	-	
業 種 別 残 高 計	2	3	0	2	3	-	3	4	0	3	4	-	

(注) 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	228	-	228	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,653	-	2,653	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	57,883	-	57,883	-	11,579	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	2,206	-	2,205	-	2,205	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	8,663	6,151	7,904	615	7,259	85
（うちトランザクター向け）	45	(-)	(4)	-	(0)	(0)	(45)
不動産関連向け	20~150	67,047	-	65,466	-	36,676	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	(9,500)	(-)	(8,855)	(-)	(2,976)	(34)
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	(57,547)	(-)	(56,611)	(-)	(33,699)	(60)
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
（うちその他不動産関連向け）	60	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
（うちADC向け）	100~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	48	-	48	-	71	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	22	-	22	-	22	100
取立未済手形	20	25	-	25	-	5	20
信用保証協会等による保証付	0~10	4,927	-	4,915	-	491	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	81	-	81	-	81	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上記以外	100~1250	7,942	0	7,942	0	11,977	151
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	(2,060)	(-)	(2,060)	(-)	(5,151)	(250)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	(629)	(-)	(629)	(-)	(1,573)	(250)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	(5,253)	(-)	(5,253)	(-)	(5,253)	(100)
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うち STC 要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(短期 STC 要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち不良債権証券化適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					70,371	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	2,653	-	-	-	-	-	-						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-						
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,868	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	57,883	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	2,205	-	-	3	2,208			
(うち特定貸付債権向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
株式等	-	-	-	81	-	-	-	-	-	81			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	1,552	4,910	2,056	8,519								
(うちトランザクター向け)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,549	729	3,071	-	-	-	2,107	971	-	159	130	134	8,555
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	5,220	4,351	-	155,094	-	12,412	15,031	-	3,642	847	10	56,611	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	1	46	0	48								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	22	-	0	22								

(単位：百万円)

	令和6年度					
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)					
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	228	—	—	—	0	228
取立未済手形	—	—	25	—	0	25
信用保証協会等による保証付	0	4,915	—	—	0	4,915
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	3,192	3,192
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,527	4,527
	リスク・ウェイト 20%	61,267	145	61,142
	リスク・ウェイト 35%	—	49,024	49,024
	リスク・ウェイト 50%	5	—	5
	リスク・ウェイト 75%	—	2,071	2,071
	リスク・ウェイト100%	6,664	16,659	23,323
	リスク・ウェイト150%	16	—	16
	リスク・ウェイト250%	—	2,073	2,073
その他	—	—	—	
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	
計	67,952	77,691	145,648	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	83,121	—	—	81,612
40%～70%	31,164	4	10	30,762
75%	16,453	4,658	10	16,713
80%	—	0	10	0
85%	1,269	—	—	1,204
90%～100%	7,075	1,469	10	7,139
105%～130%	3,726	—	—	3,642
150%	894	—	—	894
250%	81	—	—	81
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	37	19	10	3
合計	143,824	6,151	10	142,054

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.54）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	6	—	—
中小企業等向け及び個人向け	55	737	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	94	—
合 計	61	1,021	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	58	790	—
自己居住用不動産等向け	12	288	—
賃貸用不動産向け	10	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	83	1,078	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVA リスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しています。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.39）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおける出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.57）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,141	2,141	2,141	2,141
合計	2,141	2,141	2,141	2,141

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.59)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,358	1,394	222	250
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	610	607		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	416	432		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,358	1,394	222	250
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	14,224		14,503	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数(内部損失乗数)を乗じて算出する方法です。事業規模要素は、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。なお、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。

用語	内容
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。△ EVE については、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<単体ベースの開示項目>

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織……………61～64
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………62
3. 事務所の名称及び所在地……………64

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………11

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要…6～7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………25
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………26
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………26
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………26
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………26
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…39
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………39
- ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高……………27
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………27
- ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………27
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………27
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………28
 - d. 使途別の貸出金残高……………28
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………29
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………29
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………39
- ④ 有価証券に関する指標
 - a. 商品有価証券の種類別の平均残高……………該当なし
 - b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…33
 - c. 有価証券の種類別の平均残高……………32
 - d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………39

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制……………8～9
9. 法令遵守の体制……………9～10
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況……………3～5

11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………10

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………12～22
13. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…30
 - ② 危険債権……………30
 - ③ 三月以上延滞債権……………30
 - ④ 貸出条件緩和債権……………30
 - ⑤ 正常債権……………30
14. 自己資本の充実の状況……………39～60
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券……………33～34
 - ② 金銭の信託……………35
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…32
17. 貸出金償却額……………32
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨……………25

<連結ベースの開示項目>

<組合及びその子会社等の概況に関する事項>

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成……………65
2. 組合の子会社等に関する事項……………65

<組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの>

3. 直近の事業年度における事業の概況……………65
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標……………65

<直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの>

5. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書……………66～79
6. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………79
 - ② 危険債権……………79
 - ③ 三月以上延滞債権……………79
 - ④ 貸出条件緩和債権……………79
 - ⑤ 正常債権……………79
7. 自己資本の充実の状況……………80～98
8. 事業の種類別情報
 - ① 経営収益……………65、79
 - ② 経常利益……………65、79
 - ③ 資産の額……………66、79



金沢中央農業協同組合

〒920-0353 石川県金沢市赤土町15-1

TEL.076-266-5000 FAX.076-266-5215

E-mail soumu@c-kanazawa.is-ja.jp

<https://www.is-ja.jp/c-kanazawa/>